患者以外の患者に対し、同注のただし書に規定する厚生労働大臣が定める時間に手術を開始した場合に限り、所定点数の100分の40に相当する点数を加算した点数により算定する。

4　同一の目的のために２以上の麻酔を行った場合の麻酔料及び神経ブロック料は、主たる麻酔の所定点数のみにより算定する。

5　第１節に掲げられていない麻酔であって特殊なものの麻酔料は、同節に掲げられている麻酔のうちで最も近似する麻酔の各区分の所定点数により算定する。

6　第１節に掲げられていない表面麻酔、浸潤麻酔又は簡単な伝達麻酔の費用は、薬剤を使用したときに限り、第３節の所定点数のみにより算定する。

第１節　麻酔料

区分

Ｌ０００　迷もう麻酔　31点

Ｌ００１　筋肉注射による全身麻酔、注腸による麻酔　120点

Ｌ００１－２　静脈麻酔

１　短時間のもの　120点

２　十分な体制で行われる長時間のもの（単純な場合）　600点

３　十分な体制で行われる長時間のもの（複雑な場合）　800点

注１　３歳以上６歳未満の幼児に対して静脈麻酔を行った場合は、幼児加算として、所定点数にそれぞれ所定点数の100分の10に相当する点数を加算する。

２　３については、静脈麻酔の実施時間が２時間を超えた場合は、麻酔管理時間加算として、100点を所定点数に加算する。

Ｌ００２　硬膜外麻酔

１　頸（けい）・胸部　1,500点

２　腰部　800点

３　仙骨部　340点

注　実施時間が２時間を超えた場合は、麻酔管理時間加算として、30分又はその端数を増すごとに、それぞれ750点、400点、170点を所定点数に加算する。

Ｌ００３　硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入（１日につき）（麻酔当日を除く。）　80点

注　精密持続注入を行った場合は、精密持続注入加算として、１日につき80点を所定点数に加算する。

Ｌ００４　脊椎麻酔　850点

注　実施時間が２時間を超えた場合は、麻酔管理時間加算として、30分又はその端数を増すごとに、128点を所定点数に加算する。

Ｌ００５　上・下肢伝達麻酔　170点

Ｌ００６　球後麻酔及び顔面・頭頸（けい）部の伝達麻酔（瞬目麻酔及び眼輪筋内浸潤麻酔を含む。）　150点

Ｌ００７　開放点滴式全身麻酔　310点

Ｌ００８　マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔

１　人工心肺を用い低体温で行う心臓手術、区分番号Ｋ５５２－２に掲げる冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）であって低体温で行うものが行われる場合又は分離肺換気及び高頻度換気法が併施される麻酔の場合

イ　別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合　24,900点

ロ　イ以外の場合　18,200点

２　坐（ざ）位における脳脊髄手術、人工心肺を用いる心臓手術（低体温で行うものを除く。）若しくは区分番号Ｋ５５２－２に掲げる冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）（低体温で行うものを除く。）が行われる場合又は低血圧麻酔、低体温麻酔、分離肺換気による麻酔若しくは高頻度換気法による麻酔の場合（１に掲げる場合を除く。）

イ　別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合　16,600点

ロ　イ以外の場合　12,100点

３　１若しくは２以外の心臓手術が行われる場合又は伏臥位で麻酔が行われる場合（１又は２に掲げる場合を除く。）

イ　別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合　12,450点

ロ　イ以外の場合　9,050点

4　腹腔（くう）鏡を用いた手術若しくは検査が行われる場合又は側臥位で麻酔が行われる場合（１から３までに掲げる場合を除く。）

イ　別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合　9,130点

ロ　イ以外の場合　6,610点

5　その他の場合

イ　別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合　8,300点

ロ　イ以外の場合　6,000点

注１　一の当該全身麻酔において複数の項目に係る手術等が行われる場合には、最も高い点数の項目により算定する。

２　全身麻酔の実施時間が２時間を超えた場合は、麻酔管理時間加算として、30分又はその端数を増すごとに、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ　１に掲げる項目に係る手術等により実施時間が２時間を超えた場合　1,800点

ロ　２に掲げる項目に係る手術等により実施時間が２時間を超えた場合　1,200点

ハ　３に掲げる項目に係る手術等により実施時間が２時間を超えた場合　900点

ニ　４に掲げる項目に係る手術等により実施時間が２時間を超えた場合　660点

ホ　５に掲げる項目に係る手術等により実施時間が２時間を超えた場合　600点

３　酸素を使用した場合は、その価格を10円で除して得た点数（酸素と併せて窒素を使用した場合は、それぞれの価格を10円で除して得た点数を合算した点数）を加算する。酸素及び窒素の価格は、別に厚生労働大臣が定める。

４　硬膜外麻酔を併せて行った場合は、硬膜外麻酔併施加算として、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ　頸（けい）・胸部　750点

ロ　腰部　400点

ハ　仙骨部　170点

５　注４について、硬膜外麻酔の実施時間が２時間を超えた場合は、麻酔管理時間加算として、30分又はその端数を増すごとに、注４のイからハまでに掲げる点数にそれぞれ375点、200点、85点を更に所定点数に加算する。

６　マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔と同一日に行った区分番号Ｄ２２０に掲げる呼吸心拍監視の費用は、所定点数に含まれるものとする。

７　心臓手術が行われる場合若しくは別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者のうち冠動脈疾患若しくは弁膜症のものに行われる場合又は弁膜症のものに対するカテーテルを用いた経皮的心臓手術が行われる場合において、術中に経食道心エコー法を行った場合には、術中経食道心エコー連続監視加算として、880点又は1,500点を所定点数に加算する。

８　同種臓器移植術（生体を除く。）の麻酔を行った場合は、臓器移植術加算として、15,250点を所定点数に加算する。

９　区分番号Ｌ１００に掲げる神経ブロックを併せて行った場合は、神経ブロック併施加算として、45点を所定点数に加算する。

10　別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者について、腹腔（くう）鏡下手術（区分番号Ｋ６７２－２に掲げる腹腔（くう）鏡下胆嚢（のう）摘出術及びＫ７１８－２に掲げる腹腔（くう）鏡下虫垂切除術を除く。）が行われる場合において、術中に非侵襲的血行動態モニタリングを実施した場合に、非侵襲的血行動態モニタリング加算として、500点を